

避難拠点運営連絡会の活動と運営

Q

避難拠点運営連絡会の役割はなにか

A

避難拠点の運営に協力することです。

要点

練馬区では、避難拠点到に要員を配置し、避難拠点班長が開設・運営に責任をもつものとしています。しかし、災害発生直後の混乱した多くの避難者の対応には、避難拠点到要員だけでは足りないことは明らかです。このため、地域住民の方々に「避難拠点到運営連絡会」を組織し、避難拠点到の運営に協力していただきます。

＜解説＞

避難拠点到運営連絡会は、①避難者のための部屋割り ②避難拠点到内広報 ③給食給水活動 ④保健衛生管理など、避難所生活を支える大切な役割を担います。

また、平常時から、訓練の実施や、地域の方々への防災知識を広めるなどの活動を行っていただいています。



Q

避難拠点運営連絡会の組織構成はどうするのか

A

組織の一般的構成は、会長1名、副会長若干名、および各部です。

要点

各避難拠点の地域的な状況や、必要性などを検討して、役員と組織の構成を決めてください。

〈各部の役割の例〉

庶務部

- ・ 避難者名簿の作成および避難者の部屋割り
- ・ 施設案内図の作成および各部屋の表示
- ・ ボランティアの受け入れ・配置
- ・ その他

情報連絡部

- ・ 避難者の調整
- ・ 避難拠点内広報（壁新聞等）
- ・ 各町会・自治会との連絡調整
- ・ その他

施設管理部

- ・ 構内の管理
- ・ トイレ対策
- ・ ペット対策
- ・ その他

物資配給部

- ・ 物資の配給
- ・ 資器材の管理
- ・ その他

給食部

- ・ 応急給食
- ・ 応急給水
- ・ その他

救護部

- ・ 医療救護協力
- ・ 保健衛生管理
- ・ 児童保護
- ・ その他

避難誘導部

- ・ 避難誘導活動
- ・ 延焼防止活動
- ・ 救出活動
- ・ 避難所警備
- ・ その他

※その他各地域に合った担当部などを設けることが大切です。



Q

避難拠点運営連絡会は災害発生直後にどう行動するのか

A

自分や家族および自宅・近隣の安全を確認し、担当の避難拠点に集まります。

要点

まず、ご自身と家族の身の安全を確保してください。そして、自宅や近隣の安全、火の元の確認を行ってください。その後、避難拠点に集まります。

<解説>

一般的には、避難拠点の活動開始よりも、地域での安否確認、救出・救護、初期消火・延焼防止活動が優先です。例外として、避難拠点運営連絡会役員のうち、鍵の開放や避難拠点内の割り振りなどの、特別な役割を定められている方は、ご自身と家族の身の安全を確認した後、直ちに避難拠点に向かいます。例えば、庶務部の部長・部員がこの役割を持つとか、あるいは施設管理部が持つ、というように各避難拠点で決めておきます。そして、避難者を落ちつかせるなどの活動に当たります。



Q

どの程度の災害が発生したとき、避難拠点運営連絡会の役員・会員は集まるのか

A

震度5弱以上の地震が発生したら集まります。

要点

練馬区内で震度5弱以上の地震が発生したときは、区の避難拠点要員が小・中学校へ駆けつけます（職員が自宅にいるときは、家族の安全を確認したのち、直ちに駆けつけます。また、勤務先にいる場合も、担当の避難拠点に向かいます）。

避難拠点運営連絡会の皆さんは、地域の状況を確認したり、安全確保をはかっていたいただいた後に、担当の避難拠点に集合してください。

<解説>

「自分のことは二の次にし、なにがなんでも避難拠点到に駆けつける」ということではありません。まずはご自分・家族や自宅、近隣の安全確保が大切です。

集合する場合は、あらかじめ場所を決めておくことが大切です（会議室に集まるなど）。



Q

ボランティアの受け入れは
はどうするのか

A

避難拠点ごとに受け入れる
ことができます。

要点

大地震等で激しい被害を受けたときは、多数のボランティアが、被災者の支援に駆けつけることが予想されます。地元や遠方、専門技能をもつ方から一般の方まで、様々です。

災害の様子によって、ボランティアの仕事の需給調整を行う必要が生じます。一般のボランティアは、手続きの煩雑さを避け効率的に働いてもらうために、直接避難拠点でも受け入れるようにします。

<解説>

避難拠点運営連絡会もまた、地元のボランティアですが、ここで言うボランティアは、大地震等の被害の発生を知って、支援のために駆けつける方々を指します。

特に専門的スキルなどは必要としない支援活動も多くあり、駆けつけるボランティアの多くが、そのような活動を行う方々と考えられます。

ボランティアに活動してもらうためには、複雑な手続き等を行わず、できるだけ簡単・確実に、受け入れ手続きを行えるようにします。

避難拠点に直接駆けつけるボランティアとして、区では平成26年3月より「練馬区災害ボランティア」の登録を開始しました。

この制度は、災害時にあらかじめ登録した避難拠点に参集いただき、避難行動要支援者名簿に基づく安否確認(p.54参照)や、避難拠点運営連絡会とともに、避難拠点の運営に協力をいただくことを見込んでいます。

※このほか区では、災害発生後、災害ボランティアセンターを設置し、練馬区社会福祉協議会に対し、運営を要請します。災害ボランティアセンターは需給調整を行い、ボランティア活動体制を整えます。

※平常時から、あらかじめ準備している専門的なボランティアなどは、それぞれ任務を所管している部署で受け付けます（例：応急危険度判定員）。



Q

避難拠点運営連絡会の平常時の活動はどうするのか

A

避難拠点要員（区・学校）や連絡会の役員・部員相互の意思疎通を図ることが、第一の任務です。

要点

第一に、日常から面識を持ち、互いのコミュニケーションがはかられていることで、災害時の協力関係を直ちに作り上げることが出来ます。

第二に、平常時は可能な範囲での訓練を行うことにより、災害時の動きをスムーズにすることができます。

<解説>

平常時の活動は、総会などの会合や講演会などの啓発活動、避難拠点ごとの特性にあわせた運営マニュアルの作成、各種の訓練、備蓄品・資器材の点検等を行います。

会合は、総会・役員会・各部会などがあります。

訓練には、避難拠点訓練（総合的なもの）、資器材の操作訓練、給水訓練、給食訓練、救護訓練、避難誘導訓練などがあります。

また、地域の町会などと協力して、地域全体の訓練を行ったり、防災会と協力した延焼防止（避難拠点の防衛）訓練なども可能です。

